

総行福第176号
令和3年8月4日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課・区政課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令による地方公務員等共
済組合法施行令の改正について (通知)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号。以下「改正政令」という。)が令和3年8月4日に公布され、同令により地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。)の一部が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、関係事項を貴都道府県内の指定都市を除く市区町村(一部事務組合を含む。)並びに市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し通知の上、その施行に遺漏のないよう願います。

なお、施行に当たって別途制定する省令については、公布等の時点でその改正概要を改めて通知します。

記

第1 改正の趣旨

産科医療補償制度については、令和4年1月1日より、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられるとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることとなった。また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和2年12月23日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされた。

これらのことから、改正政令において健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正され、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額について、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえ、現行の40万4千円から40万8千円に引き上げることとされたことに併せて、地方公務員共済制度においてもこれに準じた措置を講ずることとした。

第2 地共済令の一部改正関係

出産費及び家族出産費の支給額については、産科医療補償制度の掛金を見直しを踏まえ、現行の40万4千円から40万8千円（※）に引き上げることとされたこと。

※ 産科医療補償制度の対象の場合は掛金を加算した金額を支給することとなる。

第3 経過措置について

施行日前の出産に係る出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例によるものとされたこと。

第4 施行期日

令和4年1月1日から施行することとされたこと。